

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																			
			適	否																																				
1 教員等に関する事項	(1) 専任教員の配置は各学年各学級ごとに配置し、他に専任教員である教育に関する主任者(教務主任)を1名置いているか	指導要領第4(1)(2)																																						
	(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち4人以上は歯科衛生士に相当な経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員であること(設置初年度2人、次年度3人) ※1学年に2つ以上の学級を持つ場合は、1学級増える毎に3人置くこと(初年度1人次年度2人)	指定規則第2条第4号、第2条第4号の2																																						
	指定規則別表 <table><thead><tr><th colspan="2">教育内容</th><th>単位数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">基礎分野</td><td>科学的思考の基礎</td><td rowspan="2">10</td></tr><tr><td>人間と生活</td></tr><tr><td rowspan="4">専門基礎分野</td><td>人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能</td><td>4</td></tr><tr><td>歯・口腔の構造と機能</td><td>5</td></tr><tr><td>疾病の成り立ち及び回復過程の促進</td><td>6</td></tr><tr><td>歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="5">専門分野</td><td>歯科衛生士概論</td><td>2</td></tr><tr><td>臨床歯科医学</td><td>8</td></tr><tr><td>歯科予防処置論</td><td>8</td></tr><tr><td>歯科保健指導論</td><td>7</td></tr><tr><td>歯科診療補助論</td><td>9</td></tr><tr><td colspan="2">臨地実習(臨床実習を含む。)</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="2">選択必須分野</td><td>7</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>93</td></tr></tbody></table>	教育内容		単位数	基礎分野	科学的思考の基礎	10	人間と生活	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	4	歯・口腔の構造と機能	5	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	専門分野	歯科衛生士概論	2	臨床歯科医学	8	歯科予防処置論	8	歯科保健指導論	7	歯科診療補助論	9	臨地実習(臨床実習を含む。)		20	選択必須分野		7	合計		93			
	教育内容		単位数																																					
	基礎分野	科学的思考の基礎	10																																					
		人間と生活																																						
	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	4																																					
歯・口腔の構造と機能		5																																						
疾病の成り立ち及び回復過程の促進		6																																						
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み		7																																						
専門分野	歯科衛生士概論	2																																						
	臨床歯科医学	8																																						
	歯科予防処置論	8																																						
	歯科保健指導論	7																																						
	歯科診療補助論	9																																						
臨地実習(臨床実習を含む。)		20																																						
選択必須分野		7																																						
合計		93																																						
(3) 歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち3人以上は、免許を受けた後4年以上歯科衛生士法第2条に規定する業務を業として行った歯科衛生士であること (設置初年度は1人、次年度は2人)	指定規則第2条第4号の3																																							
(4) 指定規則別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、そのうち2名以上は歯科医師であるか	指定規則第2条第4号																																							
(5) 一教員の担当授業時間数は、1週間当たり15時間を標準としているか	指導要領第4(4)																																							
(6) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する者であるか (医師、歯科医師、歯科衛生士、高等学校教員など)	指導要領4(5)																																							
(7) 臨地実習は実践活動の場において行う実習のみを指す趣旨から、当該養成所の専任教員は臨地実習施設の指導教員にはなっていないこと	指導要領5(4)①																																							
2 学生に関する事項	(1) 入学資格の審査は確実に行われているか	指導要領3(2)			・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録																																			
	(2) 1学級の定員は10名以上50名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	指定規則第2条第5号、指導要領3(1)			・学則 ・募集要項 ・学生名簿																																			
	(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接、筆記試験、合格基準)	指導要領3(2)																																						
	(4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されているか	指導要領3(5)																																						
	(5) 入学、転学の時期は厳正に行われているか、また、途中入学が行われていないか	指導要領3(3)																																						
	(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	指導要領3(4)																																						
	(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	指導要領3(6)																																						
3 授業に関する事項	(1) 学則で定められた教育課程は、指定規則別表に定められた教育内容であり、かつ、確実に実施されているか	指定規則第2条第3号、指導要領6(1)			・時間割																																			

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
(2) 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たっては、それぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮しているか	指導要領6(2)				
4 実習施設に関する事項	(1) 臨床実習施設の指導教員が明らかであり、その数は歯科医師及び歯科衛生士1名以上であるか	指導要領8(2)②			
(2) 臨床実習施設1施設当たりの学生数は2名以上となっているか	指導要領8(2)②				
(3) 臨床実習施設の指導教員が、歯科医師及び歯科衛生士1名の場合の受入学生数は3名を標準としているか	指導要領8(2)②				
(4) 臨床実習施設には、診察室のほか、学生控室(共用可)を有し、指導要領別添3を標準として、必要な設備、機械器具が備えられているか	指導要領8(2)③				
指導要領別添3	品名	数量			
	ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)	3台以上であって学生数の1/2以上			
	歯科用エックス線装置	1以上			
	パノラマエックス線撮影装置	1以上			
	超音波歯石除去器	1以上			
	フッ化物塗布器具	適当数			
	超音波洗浄器	1以上			
	高圧滅菌器	1以上			
	紫外線器具保管箱	適当数			
	歯科保健指導器具(顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	適当数			
	学生用ロッカー	学生数			
	(注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。				
5 施設設備に関する事項	(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	指定規則第2条第5号の2			
(2) 適当な広さの専用の基礎実習室及び実験室を有しているか	指定規則第2条第6号				
(3) 各教室の面積は適正か ○普通教室1.65㎡/人かつ最低24.75㎡以上 ○基礎実習室及び実験室2.31㎡/人かつ34.65㎡以上 (内法で測定)	指導要領7(2)(3)(4)				
(4) 基礎実習室及び実験室には電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられているか	指導要領7(2)③				
(5) 学生の図書閲覧に必要な閲覧机が配置され、図書の格納のために十分な広さを有しているか	指導要領7(2)⑤				
(6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましいこと	指導要領7(2)⑥				
(7) 土地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、その位置及び環境は教育上適切であるか	指導要領2(2)				
6 財政に関する事項	(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	指定規則第2条第8号、指導要領2(4)			
(2) 養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)	指導要領2(3)				

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																						
			適	否																																							
(3) 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収していないか	指導要領2(5)																																										
7 事務に関する事項 (1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年、その他は5年間保存されていること <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>①</td><td>学則</td></tr> <tr><td>②</td><td>日課表</td></tr> <tr><td>③</td><td>学校日誌</td></tr> <tr><td>④</td><td>職員名簿</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>履歴書</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>出勤簿</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>学籍簿</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>出席簿</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>健康診断に関する表簿</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>入学者選考表簿</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>在校者成績考査表簿</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>資産原簿</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>出納簿</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>予算決算に関する表簿</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録</td></tr> <tr><td>⑯</td><td>往復文書処理簿</td></tr> </table>	①	学則	②	日課表	③	学校日誌	④	職員名簿	⑤	履歴書	⑥	出勤簿	⑦	学籍簿	⑧	出席簿	⑨	健康診断に関する表簿	⑩	入学者選考表簿	⑪	在校者成績考査表簿	⑫	資産原簿	⑬	出納簿	⑭	予算決算に関する表簿	⑮	機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録	⑯	往復文書処理簿											
①	学則																																										
②	日課表																																										
③	学校日誌																																										
④	職員名簿																																										
⑤	履歴書																																										
⑥	出勤簿																																										
⑦	学籍簿																																										
⑧	出席簿																																										
⑨	健康診断に関する表簿																																										
⑩	入学者選考表簿																																										
⑪	在校者成績考査表簿																																										
⑫	資産原簿																																										
⑬	出納簿																																										
⑭	予算決算に関する表簿																																										
⑮	機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録																																										
⑯	往復文書処理簿																																										
(2) 原則として、専任の事務職員を配置しているか	指導要領5(6)																																										
8 実習用機械、器具、標本及び模型等 (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、指導要領別添2に掲げるものを標準として有しているか 別添2 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">(1 機械器具等)</td></tr> <tr><td>高圧滅菌器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>乾燥滅菌器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>血圧計</td><td>学生数の1/5以上</td></tr> <tr><td>冷凍冷蔵庫</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>ユニット(歯科用吸引器を含む。)</td><td>学生数の1/5以上</td></tr> <tr><td>電気エンジン(ユニットとは別途)</td><td>学生数の1/5以上</td></tr> <tr><td>歯科用タービン</td><td>2以上</td></tr> <tr><td>超音波歯石除去器</td><td>学生数の1/5以上</td></tr> <tr><td>超音波洗浄器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>紫外線器具保管箱</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯科用エックス線装置</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>エックス線フィルム自動現像器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯科用シャーカステン</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>ファントム</td><td>学生数</td></tr> <tr><td>酸素吸入器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>口腔外科処置用器具一式</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>矯正処置用器具一式</td><td>1以上</td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	(1 機械器具等)		高圧滅菌器	1以上	乾燥滅菌器	1以上	血圧計	学生数の1/5以上	冷凍冷蔵庫	1以上	ユニット(歯科用吸引器を含む。)	学生数の1/5以上	電気エンジン(ユニットとは別途)	学生数の1/5以上	歯科用タービン	2以上	超音波歯石除去器	学生数の1/5以上	超音波洗浄器	1以上	紫外線器具保管箱	適当数	歯科用エックス線装置	1以上	エックス線フィルム自動現像器	1以上	歯科用シャーカステン	1以上	ファントム	学生数	酸素吸入器	1以上	口腔外科処置用器具一式	1以上	矯正処置用器具一式	1以上	指導要領7(3)①				
品名	数量																																										
(1 機械器具等)																																											
高圧滅菌器	1以上																																										
乾燥滅菌器	1以上																																										
血圧計	学生数の1/5以上																																										
冷凍冷蔵庫	1以上																																										
ユニット(歯科用吸引器を含む。)	学生数の1/5以上																																										
電気エンジン(ユニットとは別途)	学生数の1/5以上																																										
歯科用タービン	2以上																																										
超音波歯石除去器	学生数の1/5以上																																										
超音波洗浄器	1以上																																										
紫外線器具保管箱	適当数																																										
歯科用エックス線装置	1以上																																										
エックス線フィルム自動現像器	1以上																																										
歯科用シャーカステン	1以上																																										
ファントム	学生数																																										
酸素吸入器	1以上																																										
口腔外科処置用器具一式	1以上																																										
矯正処置用器具一式	1以上																																										

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
	補綴処置用器具一式	1以上				
	保存処置用器具一式(歯髄診断器・電気的根長測定器・電動式アマルガム練和器等を含む。)	1以上				
	予防処置器具一式(各種フッ化物塗布器等を含む。)	1以上				
	歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)	学生数の1/5以上				
	(2 標本及び模型)					
	人体骨格模型	1以上				
	人体解剖模型	1以上				
	頭蓋骨模型	1以上				
	歯牙着脱顎模型(乳歯列及び永久歯列用)	学生数の1/2以上				
	歯列発育顎模型	適当数				
	歯科保健指導器具(歯磨指導用顎模型・病態図, 模型等)	学生数の1/5以上				
	救急蘇生法実習モデル	1以上				
	(3 その他)					
	プロジェクター	適当数				
	VTR装置一式(ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む。)	1以上				
	口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。)	1以上				
	(注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。					
9 図書	図書は、1,000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であるか	指導要領7(3)③				
10 その他の備品	机及び椅子(同時に授業を受ける学生数と同数)					
11 報告に関する事項	毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	施行令第5条				